

# 公 告

令和8年4月13日

豊橋市長 長坂 尚登

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

## 記

### 1 公募型プロポーザルに付す事項

- (1) 業務名  
共創コミュニティ創出支援事業委託業務
- (2) 業務内容  
別紙「共創コミュニティ創出支援事業委託業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間  
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約上限金額  
金14,406千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

- (1) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、次のアに掲げる要件を満たすこととする。
  - ア 国税及び愛知県税、豊橋市税の未納がないこと。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において次のアからエまでに掲げる要件をすべて満たすこととする。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
  - イ 「豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領」による入札参加停止の期間がないこと。
  - ウ 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
  - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独または他の共同企業体として、本プロポーザルに参加することができないものとする。

- ア 構成企業は、上記（１）及び（２）のすべての要件を満たしていること。
- イ 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
- ウ 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は、本市に対してすべての責任を負うものとする。

### 3 参加手続

#### （１）担当部署及び問合せ先

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所産業部地域イノベーション推進室

電話：0532-51-2440

電子メールアドレス：[chiiki-innova@city.toyohashi.lg.jp](mailto:chiiki-innova@city.toyohashi.lg.jp)

#### （２）実施要領等の入手方法

豊橋市ホームページからダウンロードする。

豊橋市地域イノベーション推進室ホームページ：

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/item/122918.htm>

#### （３）プロポーザル参加意向申出書

##### ア 提出期限

令和8年4月27日（月）午後5時必着

##### イ 提出場所

（１）に同じ

##### ウ 提出方法

電子メールで提出すること。なお、提出した旨を電話連絡すること。

##### オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について電子メールで通知する。

#### （４）提案書等の提出

##### ア 提出期限

令和8年5月21日（木）午後5時必着

##### イ 提出場所

（１）に同じ

##### ウ 提出方法

電子メールで提出すること。なお、電子メール送付後は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

### 4 評価の手続及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「共創コミュニティ創出支援事業委託業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。また、提案者が5者を上回った場合は第一次審査として書面審査を実施し、5者程度を第二次審査参加者として選定する。5者を上回らなかった場合は、第一次審査予定日に書面審

査、プレゼンテーション及びヒアリングを併せて行う。審査方法について、5者を上回った場合、5者程度を第二次審査の参加者として選定するため、第一次審査を第二次審査と別日にし、先行して行う予定であるが、第二次審査時において、第二次審査の提案内容を踏まえて、5者選定時の第一次審査の評価について再審査できるものとする。なお、第一次審査、第二次審査を同日に行う場合も、同様の審査方法とする。

(1) 第一次審査（書類審査）

提案者が多数の場合には、二次評価者を5者程度に絞りこむものとする。なお、書類審査の際に不明な点が生じた場合は本市から書面にて個別に質問をすることがある。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 令和8年6月上旬

時間、場所及び留意事項等については別途通知する。なお、出席者は2名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり30分程度（説明15分、質疑15分程度）を予定している。

## 5 注意事項

(1) 提案書の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 見積金額が実施要領に示した契約上限金額を超える提案

オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

## 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位

日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他詳細は、「共創コミュニティ創出支援事業委託業務プロポーザル実施要領」及び「共創コミュニティ創出支援事業委託業務仕様書」による。